事務事業評価シート　令和 6 年度事後評価・決算

令和 7 年 11 月 1 日

事業コード・事務事業名	30500	都市計画総務事務費

施策体系			
基本施策	20	居住環境の充実
施策の展開	39	秩序ある土地利用
戦略事業名	182	都市計画区域の見直し

予算科目	会計	款	項	目
	一般	8	3	1
所管課	都市整備課			
担当班	都市計画班			
開始年度	平成17年度			
根拠法令	都市計画法			

掲載計画等
- ☑ 総合戦略
- ☐ 国土強靱化地域計画
- ☑ 新市建設計画
- ☐ 定住自立圏共生ビジョン
- ☐ 過疎地域持続的発展計画
- ☑ R6主要事業

(1)事務事業の概要 ※行政用語は使わず、簡潔に、市民にわかりやすく説明する

① 事務事業の内容(何をする事務事業なのか)

秩序ある土地利用の実現を目指し、均衡あるまちづくりを計画的に進めるため、市全域を視野に都市計画区域を拡大する

② 開始の経緯(なぜこの事務事業を始めたのか)

合併に伴い、現状では旭地域のみである都市計画区域の範囲を拡大し均衡を図る

③ 環境の変化・課題・意見等(現状で問題などはあるか)

各地域毎の特性の把握や適合調査が必要
都市計画に係る規制及び税に対する不安

④ 事務事業の目的と位置付け(何を目指しているのか)

事業活動	提供するモノやサービス	成果	施策の展開	基本施策	基本目標
都市計画区域の拡大を行う	建築に関するルールを適用するため現在の土地利用状況を調査する	市全域が同じまちづくりのルールに統一される	秩序ある土地利用	居住環境の充実	ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり

(2)活動と成果の状況

① R6の主な活動や実績

【都市計画区域の拡大を行う】
建築基準法にかかる指定道路調査を実施した。
法定協議用図書の作成、都市計画区域マスタープランの原案作成を行った。

② 活動指標

	活動指標	単位		R3	R4	R5	R6	R7
ア	都市計画についての説明会開催	回	計画	4	4	8	3	0
			実績	1	1	4	2	
イ			計画					
			実績					

③ 成果指標

	成果指標	方向性	単位		R3	R4	R5	R6	R7
ア	説明会の参加人数	増やす	人	計画	100	40	100	50	0
				実績	13	11	42	226	
イ	都市計画区域面積	増やす	K㎡	計画	50	50	50	50	50
				実績	50	50	50	50	

④成果指標の動向

指標ア　説明会の参加人数

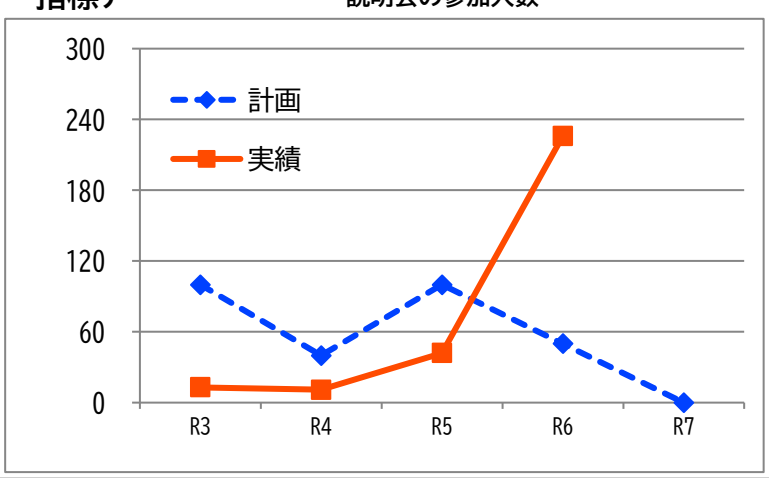

指標イ　都市計画区域面積

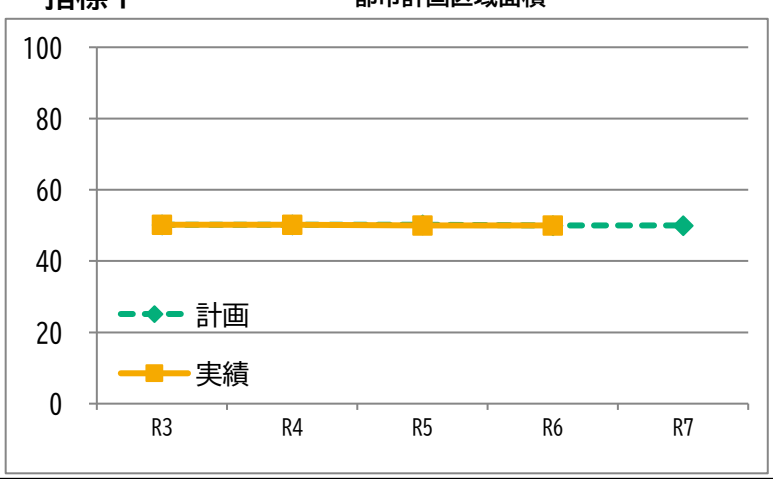

(3)コストの状況

（単位:千円）

① 事務事業費		R3決算	R4決算	R5決算	R6決算	R7予算
費目内訳	1. 委託料	3,520	12,464	24,581	28,749	109,106
	2. 印刷製本費	148				
	合計	3,668	12,464	24,581	28,749	109,106
財源内訳	国・県支出金	2,200				
	地方債					
	その他					
	一般財源	1,468	12,464	24,581	28,749	109,106
	一般財源の比率	**40.0%**	**100.0%**	**100.0%**	**100.0%**	**100.0%**

② 従事職員数

常時	3	人						
最大		人	×		日	=	延べ	人

③ 各費目の詳細(R6決算)

1.委託料	都市計画見直し支援業務委託
2.印刷製本費	

④ 特定財源の詳細(R6決算)

国・県支出金	0
地方債	
その他	

⑤ R5→R6　増減理由

業務の進捗に伴い業務量が増加するため

(4)事務事業に関する評価

		判定	分析(好不調の要因や対策について)
① 事務事業の進捗		**概ね順調**	建築基準法にかかる指定道路の現地調査を予定路線は完了した。今後の整理において追加調査等対応し、精度の向上を図る。 検討を続けているが、都市計画税の取り扱いについての結論が出ていない。
② 成果指標の推移（R5→R6）	指標ア	**向上**	区長総会や民生委員総会の機会を捉え、都市計画の説明を実施した。
	指標イ	**好調維持**	令和5年度に都市計画区域見直しの方針を示し、市民説明会を実施済である。 現在は千葉県と事前協議を繰り返しながら区域拡大の決定に向けて事務は進捗している。

	判定	方針	判定・方針の詳細
③ 今後の方向性（①・②を踏まえたR7以降の方針）	**継続実施**		手続きが千葉県決定であるため、法定協議にかかる県のスケジュールに合わせ、都市計画区域拡大の目標を達成すべく事業を進めていく。

事務事業評価シート　令和 6 年度事後評価・決算

令和 7 年 11 月 1 日

事業コード・事務事業名	31200①	公園維持管理費（公園維持管理）（市民参加による公園の美化活動）

施策体系			
	基本施策	19	公園の充実
	施策の展開	38	公園の維持管理
	戦略事業名	179	公園維持管理

予算科目	会計	款	項	目
	一般	8	3	4
所管課	都市整備課			
担当班	街路公園班			
開始年度	不詳			
根拠法令	都市公園法、旭市立公園条例			

掲載計画等
- ☑ 総合戦略
- ☐ 国土強靱化地域計画
- ☑ 新市建設計画
- ☐ 定住自立圏共生ビジョン
- ☐ 過疎地域持続的発展計画
- ☐ R6主要事業

（1）事務事業の概要 ※行政用語は使わず、簡潔に、市民にわかりやすく説明する

① 事務事業の内容（何をする事務事業なのか）

公園の維持管理及び苦情処理。施設の新設などの工事を行う。
【公園の種類・箇所数】①袋公園・旭スポーツの森公園・旭文化の杜公園などの都市公園（11箇所）、②海上コミュニティ運動公園・三川ふれあい公園・萬歳自然公園などのその他の公園（7箇所）、③宅地開発の際に帰属された公園（通称：宅造公園）44箇所、④海岸トイレ（3箇所）
【維持管理業務内容】①公園内の清掃、除草、樹木の管理（剪定・施肥・薬剤散布）、芝生の管理（芝刈・施肥・薬剤散布）、②遊具・トイレなど施設の点検、補修、改修、修繕、③公園利用者及び周辺住民から寄せられる要望・苦情等への対応・処理。
【公園施設】トイレ、四阿、ベンチ、照明、遊具、案内看板等

② 開始の経緯（なぜこの事務事業を始めたのか）

・公園の開設に伴い、維持管理を開始。

③ 環境の変化・課題・意見等（現状で問題などはあるか）

・近年、労務単価及び資材単価の高騰により維持管理費が増えている。
・公園施設の老朽化に伴って修理が必要な施設が増えている。
・公園維持管理に対する利用者の要求水準が増大している。
・公園利用者から主に下記の意見や要望が寄せられている。
　・遊具・施設の充実　・除草・清掃作業の実施
　・樹木の害虫駆除　・利用禁止及び制限の緩和

④ 事務事業の目的と位置付け（何を目指しているのか）

事業活動	提供するモノやサービス	成果	施策の展開	基本施策	基本目標
公園の維持・補修を行う	公園利用者が適正に管理された公園を利用する	利用者が安全で快適に利用できるようになる	公園の維持管理	公園の充実	ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり

（2）活動と成果の状況

① R6の主な活動や実績

・公園の維持管理
（清掃・除草・樹木管理・芝生管理・施設点検・施設修繕）
・公園施設設置工事
（天神公園防護柵設置）
・公園施設改修工事
（袋公園・旭文化の杜公園複合遊具改修ほか）

② 活動指標

	活動指標	単位		R3	R4	R5	R6	R7
ア	施設数（都市公園・その他の公園）	箇所	計画	18	18	18	18	18
			実績	18	18	18	18	
イ	施設数（宅造公園）	箇所	計画	43	43	43	44	45
			実績	43	43	44	45	

③ 成果指標

	成果指標	方向性	単位		R3	R4	R5	R6	R7
ア	公園管理に対する苦情件数	減らす	件	計画	45	30	27	24	20
				実績	31	28	25	19	
イ	公園の美化活動を行う団体数	増やす	団体	計画	15	15	15	14	14
				実績	15	15	15	14	

④成果指標の動向

指標ア　公園管理に対する苦情件数

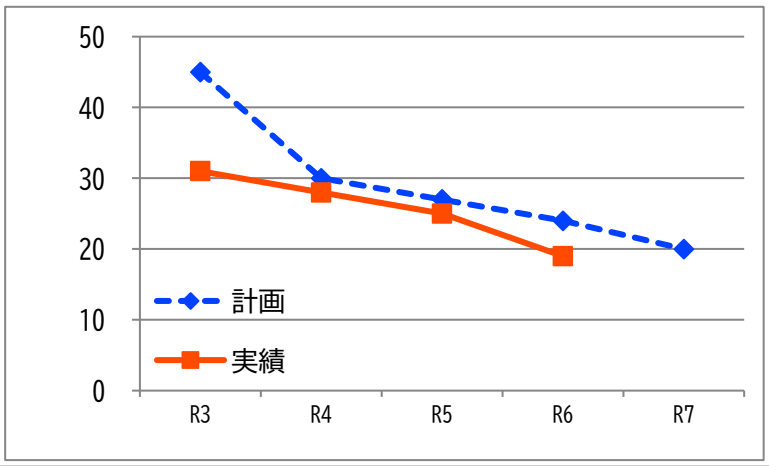

指標イ　公園の美化活動を行う団体数

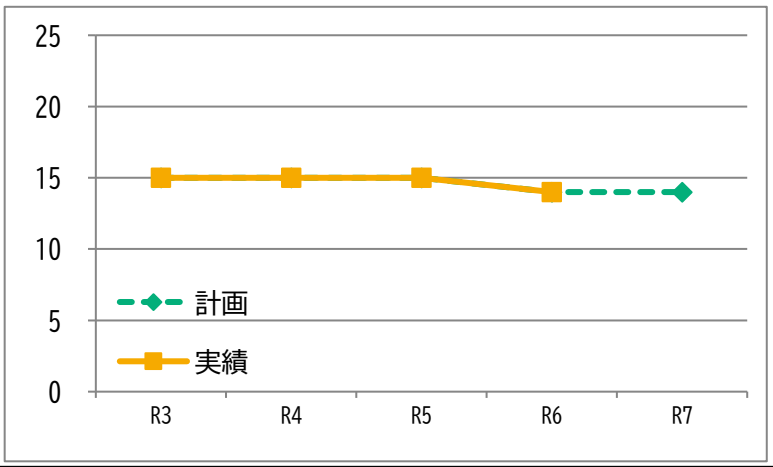

(3)コストの状況

（単位:千円）

① 事務事業費		R3決算	R4決算	R5決算	R6決算	R7予算
費目内訳	1. 委託料	57,652	60,877	75,046	71,387	73,587
	2. 需用費	10,547	14,356	12,887	13,671	13,738
	3. 使用料及び賃借料	7,869	7,853	8,074	8,165	8,478
	4. 工事請負費	11,526	10,840	19,826	13,536	7,101
	5. その他	2,353	2,063	12,957	17,270	20,055
	合計	89,947	95,989	128,790	124,029	122,959
財源内訳	国･県支出金					
	地方債					
	その他	4,348	7,438	5,212	7,914	5,252
	一般財源	85,599	88,551	123,578	116,115	117,707
	一般財源の比率	95.2%	92.3%	96.0%	93.6%	95.7%

② 従事職員数

常時	2	人						
最大		人	×		日	=	延べ	人

③ 各費目の詳細(R6決算)

1.委託料	公園維持管理・施設点検・浄化槽管理・公園清掃など
2.需用費	公園施設修繕・光熱水費・消耗品費など
3.使用料及び賃借料	土地借上料・作業車両賃借料・下水道使用料・農業集落排水使用料など
4.工事請負費	公園施設設置工事・改修工事
5.その他	手数料・保険料・原材料

④ 特定財源の詳細(R6決算)

国･県支出金	0
地方債	
その他	公園占用料･公園内行為使用料･行政財産使用料・ふるさと応援基金繰入金

⑤ R5→R6　増減理由

1. 委託料…公園維持管理委託料減(除草回数の減)
2. 需用費…光熱水費の微増
3. 使用料等…農業集落排水使用料の微増
4. 工事請負費…公園改修工事の減
5. その他…会計年度任用職員報酬単価の増、勤勉手当の新規発生、車両の購入

(4)事務事業に関する評価

	判定	分析(好不調の要因や対策について)
① 事務事業の進捗	順調	･公園施設の老朽化により修理が必要な施設が増え修繕･更新費用も増加傾向にあるため、計画的に補修し、施設の長寿命化を図る。 ･管理する公園数のうち、より利用者の多い主要な公園の充実を図る。

② 成果指標の推移（R5→R6）		判定	分析(変動の要因や対策について)
	指標ア	好調維持	維持管理している施設が多く、経年劣化により修繕箇所が増加している中で、点検等を行い維持管理に努めているため、市民からの苦情件数は減少している。今後も適正な維持管理を進め、公園施設の充実を図る。
	指標イ	好調維持	公園の美化活動を行う団体数は現状を維持している。

③ 今後の方向性（①･②を踏まえたR7以降の方針）	判定	方針	判定･方針の詳細
	継続実施		公園施設の長寿命化計画及び個別施設計画に基づき、適正な維持管理を実施し公園機能の充実を図る。

事務事業評価シート　令和 6 年度事後評価・決算

令和 7 年 11 月 1 日

事業コード・事務事業名	31300	あさひ健康パーク維持管理費

施策体系			
基本施策	19	公園の充実
施策の展開	38	公園の維持管理
戦略事業名	179	公園維持管理

予算科目	会計	款	項	目
	一般	8	3	4
所管課	都市整備課			
担当班	街路公園班			
開始年度	平成20年度			
根拠法令	あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例			

掲載計画等
- ☑ 総合戦略
- ☐ 国土強靱化地域計画
- ☑ 新市建設計画
- ☐ 定住自立圏共生ビジョン
- ☐ 過疎地域持続的発展計画
- ☐ R6主要事業

(1)事務事業の概要 ※行政用語は使わず、簡潔に、市民にわかりやすく説明する

① 事務事業の内容(何をする事務事業なのか)

あさひ健康パーク内のパークゴルフ場の維持管理及び運営を行う。
【運営業務】臨時職員による利用申請受付及び利用料金徴収、コース及び駐車場のメンテナンスなど。
【維持管理業務】委託によるコース樹木・芝生管理、警備業務、清掃業務、浄化槽点検。正職員は、利用料金集金、苦情・問い合わせ対応、機器交換等の一部の維持管理業務を行う。
パークゴルフとは、1本のクラブと1個のボールがあれば誰でも楽しめるスポーツである。緑の芝生コース(18ホール、全長800m)をプレーすることにより、楽しく健康な体づくりに役立つ。また、グループでコースをまわることにより、パークゴルフというスポーツを通じて、市民交流の場にもなる。

② 開始の経緯(なぜこの事務事業を始めたのか)

市民の健康づくりの増進と海岸地域の振興に資するため、公営施設旭荘の跡地で平成20年度に事業を開始した。

③ 環境の変化・課題・意見等(現状で問題などはあるか)

当初は指定管理者制度により(財)旭市福祉協会が運営管理していたが、平成23年度末で解散したことにより、平成24年度からは都市整備課が運営管理することとなった。運営日数は、平成23年まで年365日間であったが、平成24年からは、年間339日となった。(毎月第2・4月曜と12月31日・1月1日休み)
利用者からコース内の芝生の維持管理やベンチ等の更新要望が寄せられている。

④ 事務事業の目的と位置付け(何を目指しているのか)

事業活動	提供するモノやサービス	成果	施策の展開	基本施策	基本目標
パークゴルフ場の維持管理を行う	利用者が適正に管理されたパークゴルフ場を利用する	利用者が、快適に利用できるようになる。	公園の維持管理	公園の充実	ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり

(2)活動と成果の状況

① R6の主な活動や実績

コース及び樹木の維持管理
修繕工事
・空調設備改修工事
・散水配管修繕
・ベンチ維持補修　ほか

② 活動指標

	活動指標	単位		R3	R4	R5	R6	R7
ア	運営日数	日	計画	339	338	339	339	339
			実績	331	339	340	336	
イ	コース維持管理回数(芝生管理)	回	計画	30	30	30	30	30
			実績	30	30	30	30	

③ 成果指標

	成果指標	方向性	単位		R3	R4	R5	R6	R7
ア	パークゴルフ場の年間延べ利用者数	増やす	人	計画	23,500	23,500	23,500	23,500	23,500
				実績	21,884	21,146	18,755	18,172	
イ	意見・苦情・要望など(意見・苦情・要望が少なければ適切に維持管理されていると考える)	減らす	件	計画	2	3	3	2	1
				実績	3	3	2	1	

④成果指標の動向

指標ア　パークゴルフ場の年間延べ利用者数

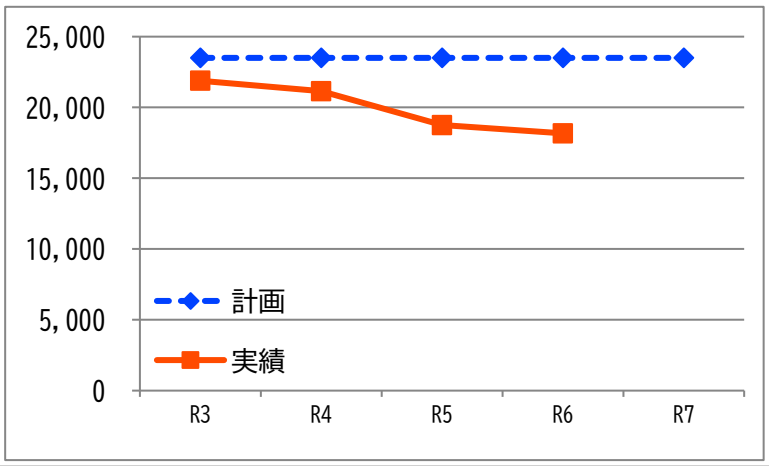

指標イ　意見・苦情・要望など(意見・苦情・要望が少なければ適切に維持管理されていると考える)

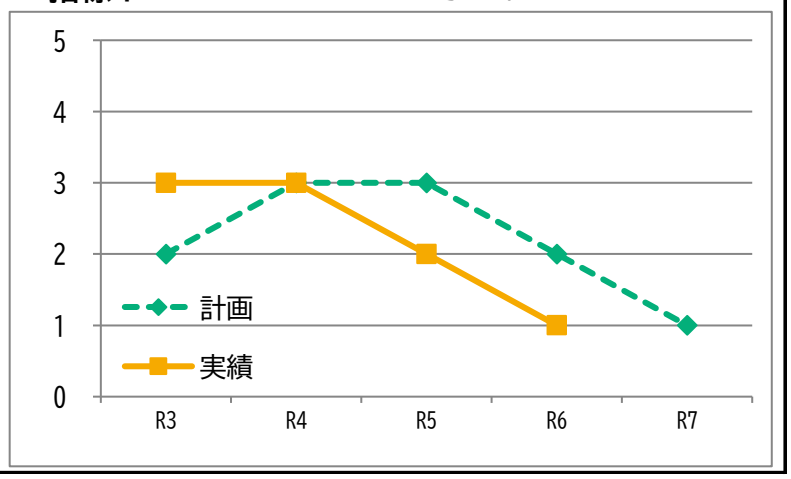

(3)コストの状況

（単位:千円）

① 事務事業費		R3決算	R4決算	R5決算	R6決算	R7予算
費目内訳	1. コース維持管理	11,024	12,024	13,629	12,639	14,164
	2. 施設管理	9,237	27,135	6,515	6,534	10,128
	3. 賃金	11,379	11,464	12,797	16,174	17,742
	合計	31,640	50,623	32,941	35,347	42,034
財源内訳	国･県支出金					
	地方債					
	その他	7,099	7,732	7,064	6,933	6,780
	一般財源	24,541	42,891	25,877	28,414	35,254
	一般財源の比率	77.6%	84.7%	78.6%	80.4%	83.9%

② 従事職員数

常時	1	人

最大		人	×		日	＝	延べ		人

③ 各費目の詳細(R6決算)

1.コース維持管理	コース樹木・芝生管理（18ホール）
2.施設管理	管理棟（警備・清掃・浄化槽外）
3.賃金	7名分(報酬・期末手当・費用弁償)

④ 特定財源の詳細(R6決算)

国･県支出金	
地方債	
その他	あさひパークゴルフ場使用料、自販機収入

⑤ R5→R6　増減理由

1. コース維持管理…管理委託料の減（隔年実施の薬剤散布Ｒ６なし）
2. 施設管理…
3. 賃金…会計年度任用職員の報酬時間単価増及び勤勉手当の新規発生による増

(4)事務事業に関する評価

		判定	分析(好不調の要因や対策について)
① 事務事業の進捗		概ね順調	利用者からの要望である芝生の維持管理及び老朽化設備の更新を適正に行い、快適な施設環境を提供することで、利用者の満足度が向上し、施設の利用促進が図られるようにする。
② 成果指標の推移（R5→R6）	指標ア	伸び悩み	令和6年度の利用人数は、前年と同程度であるが減少しており、要因としては猛暑による各種大会の中止や月極会員の減少が考えられる。 対策として、継続して快適な施設環境を提供するとともに各種大会の開催やパークゴルフ教室など利用促進に向け検討する必要がある。
	指標イ	向上	要望件数は減少傾向であり、今後も、利用者の満足度が向上するよう管理運営を行う。

	判定	方針	判定･方針の詳細
③ 今後の方向性（①･②を踏まえたR7以降の方針）	継続実施		施設の適正な管理運営を継続して実施する。

事務事業評価シート　令和 6 年度事後評価・決算

令和 7 年 11 月 1 日

事業コード・事務事業名	31600	市営住宅管理費

施策体系			
基本施策	20	居住環境の充実
施策の展開	40	住み良い住環境の確保
戦略事業名	184	市営住宅の適正な管理

予算科目	会計	款	項	目
	一般	8	4	1
所管課	都市整備課			
担当班	建築住宅班			
開始年度	昭和36年度			
根拠法令	公営住宅法、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例			

掲載計画等
- ☑ 総合戦略
- ☑ 国土強靱化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 定住自立圏共生ビジョン
- ☐ 過疎地域持続的発展計画
- ☐ R6主要事業

(1)事務事業の概要 ※行政用語は使わず、簡潔に、市民にわかりやすく説明する

① 事務事業の内容(何をする事務事業なのか)

市営住宅の維持管理により、居住環境の整備等を行う事業。主な業務は以下のとおり
・入退居者の管理及び家賃算定等に係る事務
・入退居に伴う住宅の修繕や清掃
・浄化槽、給水ポンプ、消防設備といった住宅関連設備の法定点検整備や清掃などの維持管理
・シロアリ防除や植木の剪定・害虫駆除作業などの実施
・市営住宅管理人の手当や電気使用料(住宅設備分)及び敷地の借上料や火災保険料など住宅管理に伴う経費の支払い

② 開始の経緯(なぜこの事務事業を始めたのか)

高度成長期の低所得者に対する住宅不足解消を目的として全国で市営住宅が整備された。旭市では、昭和36年度建築の双葉団地の一部が最も古い市営住宅となっている。

③ 環境の変化・課題・意見等(現状で問題などはあるか)

東日本大震災の影響により、災害公営住宅を設置し平成26年度から管理を開始した。
今後は、入居希望者の減少等による適正管理戸数の見直し、老朽化により維持管理が困難となった住宅の用途廃止等を進めることが必要となっている。
また、計画で長寿命化を図る住宅については、計画に沿ってタイミング良く改修を行っていく必要がある。

④ 事務事業の目的と位置付け(何を目指しているのか)

事業活動	提供するモノやサービス	成果	施策の展開	基本施策	基本目標
市営住宅の維持・補修を行う	入居者が適正に管理された市営住宅を利用する	入居者が支障なく居住できるようになる	住み良い住環境の確保	居住環境の充実	ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり

(2)活動と成果の状況

① R6の主な活動や実績

市営住宅の維持・補修を実施した。
●入退去に伴う修繕
●定期修繕

② 活動指標

	活動指標	単位		R3	R4	R5	R6	R7
ア	管理戸数	戸	計画	382	380	374	374	364
			実績	382	380	374	374	
イ	入退去に伴う修繕戸数	戸	計画	12	10	15	10	10
			実績	11	9	10	11	

③ 成果指標

	成果指標	方向性	単位		R3	R4	R5	R6	R7
ア	適正管理されている戸数の割合	増やす	%	計画	26.1	27.6	28.1	28.1	28.1
				実績	27.5	27.6	28.1	28.1	
イ	入居時点検及び住宅設備等に関する苦情や相談件数(市営住宅入居者の現在の居住環境の満足度)	減らす	件	計画	15	15	15	13	13
				実績	13	10	14	11	

④成果指標の動向

指標ア　適正管理されている戸数の割合

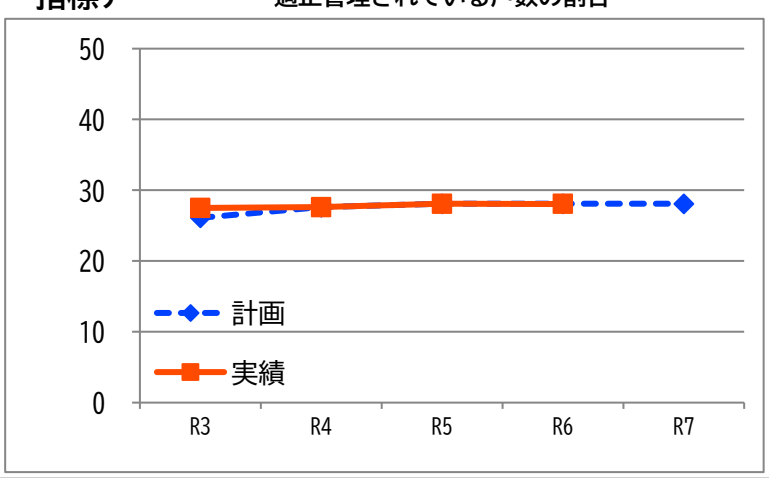

指標イ　入居時点検及び住宅設備等に関する苦情や相談件数(市営住宅入居者の現在の居住環境の満足度)

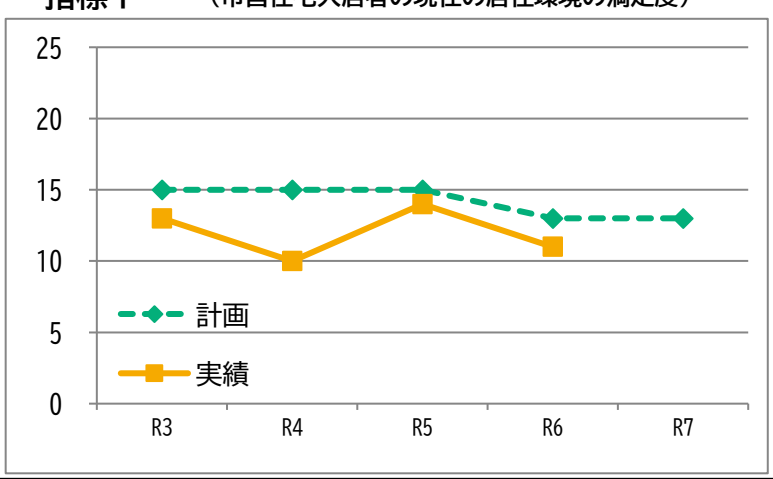

(3)コストの状況

（単位:千円）

① 事務事業費		R3決算	R4決算	R5決算	R6決算	R7予算
費目内訳	1. 需要費	17,483	22,716	19,710	18,637	21,677
	2. 役務費	754	746	749	816	898
	3. 委託料	4,640	5,020	4,691	4,796	5,862
	4. 使用料及び借上料	2,504	3,385	2,944	2,944	2,945
	5. その他	1,595	330	115	177	114
	合計	26,976	32,197	28,209	27,370	31,496
財源内訳	国・県支出金	21,119	16,568	16,331		
	地方債					
	その他	5,857	15,629	11,878	27,370	31,496
	一般財源	0	0	0	0	0
	一般財源の比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

② 従事職員数

常時	1	人						
最大	4	人	×		日	=	延べ	人

③ 各費目の詳細(R6決算)

1.需要費	修繕料、維持補修費、光熱水費、他
2.役務費	保険料、手数料
3.委託料	相談支援事業委託料、害虫等防除委託料、他
4.使用料及び借上料	土地等借上料、電柱使用料
5.その他	報酬費、他

④ 特定財源の詳細(R6決算)

国・県支出金	社会資本整備総合交付金、東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業補助金
地方債	0
その他	市営住宅使用料、市営住宅使用料（過年度分）

⑤ R5→R6　増減理由

国庫支出金の東日本大震災家賃対策事業補助金がR５年度で終了した。

(4)事務事業に関する評価

		判定	分析(好不調の要因や対策について)
① 事務事業の進捗		概ね順調	住民からの意見等を精査し、旭市公共施設等総合管理計画および旭市公共住宅等長寿命化計画に沿って、老朽化の著しい住宅の用途廃止、長寿命化のための改修および定期的な修繕を実施し、計画的な維持管理につとめている。しかし、維持管理を続ける中で、住宅設備の更新や入浴設備等が未設置となっている一部の住宅への対応が課題となっている。
② 成果指標の推移（R5→R6）	指標ア	判定 好調維持	分析(変動の要因や対策について) 適正管理されている戸数の割合は、老朽化した住宅の用途廃止により微増している。
	指標イ	判定 伸び悩み	分析(変動の要因や対策について) 住宅設備等に関する苦情や相談件数は、一定数で横ばいである。 計画や調査により修繕を効果的に行っていることによるものと思われる。

	判定	方針	判定・方針の詳細
③ 今後の方向性（①・②を踏まえたR7以降の方針）	継続実施		住民からの意見等を精査し、旭市公共施設等総合管理計画および旭市公共住宅等長寿命化計画に沿って、適正管理を実施していく。

事務事業評価シート　令和 6 年度事後評価・決算

令和 7 年 11 月 1 日

事業コード・事務事業名	31700	市営住宅改修事業

施策体系			
基本施策	20	居住環境の充実
施策の展開	40	住み良い住環境の確保
戦略事業名	185	市営住宅の長寿命化及び老朽化住宅の解体

予算科目	会計	款	項	目
	一般	8	4	1
所管課	都市整備課			
担当班	建築住宅班			
開始年度	不詳			
根拠法令	公営住宅法、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例			

掲載計画等
- ☑ 総合戦略
- ☑ 国土強靱化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 定住自立圏共生ビジョン
- ☑ 過疎地域持続的発展計画
- ☐ R6主要事業

(1)事務事業の概要 ※行政用語は使わず、簡潔に、市民にわかりやすく説明する

① 事務事業の内容(何をする事務事業なのか)

市営住宅の改修を行い、住宅及び付帯設備の長寿命化を図る事業
・旭市営住宅長寿命化計画に基いた大規模改修、修繕
・付帯設備の改修、修繕(物置、遊具、ポスト等)
・住宅の解体
※平成28年度より、定期修繕、緊急的な修繕は住宅管理費(31600)へ移行した。

② 開始の経緯(なぜこの事務事業を始めたのか)

H21年度策定の長寿命化計画に基づき、H22,23と大規模改修を行っている。
また、H28年度にも大規模改修を行っている。

③ 環境の変化・課題・意見等(現状で問題などはあるか)

住宅の老朽化により、大規模改修が必要な住宅が増加し、H28年度には長寿命化計画を見直したため、今後も大規模改修を継続する必要がある。
定期修繕において施工時期が遅いとの声があった。

④ 事務事業の目的と位置付け(何を目指しているのか)

事業活動	提供するモノやサービス	成果	施策の展開	基本施策	基本目標
市営住宅の維持補修(解体)を行う	入居者へ快適な環境を提供する	長寿命化し、長期的なコスト削減に繋がる	住み良い住環境の確保	居住環境の充実	ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり

(2)活動と成果の状況

① R6の主な活動や実績

旭市営双葉団地A大規模改修工事
【工事内容】
・外壁補修、屋上防水
・屋内外配管更新

② 活動指標

	活動指標	単位		R3	R4	R5	R6	R7
ア	・大規模改修、修繕実施件数 ・住宅解体棟数	件	計画	2	1	2	1	3
			実績	4	1	2	1	
イ	付帯設備改修、修繕件数	件	計画	1	0	0	0	0
			実績	0	0	0	0	

③ 成果指標

	成果指標	方向性	単位		R3	R4	R5	R6	R7
ア	老朽化率	減らす	%	計画	73.9	75.5	75.1	75.1	74.5
				実績	74.1	75.5	75.1	75.1	
イ				計画					
				実績					

④成果指標の動向

指標ア　老朽化率

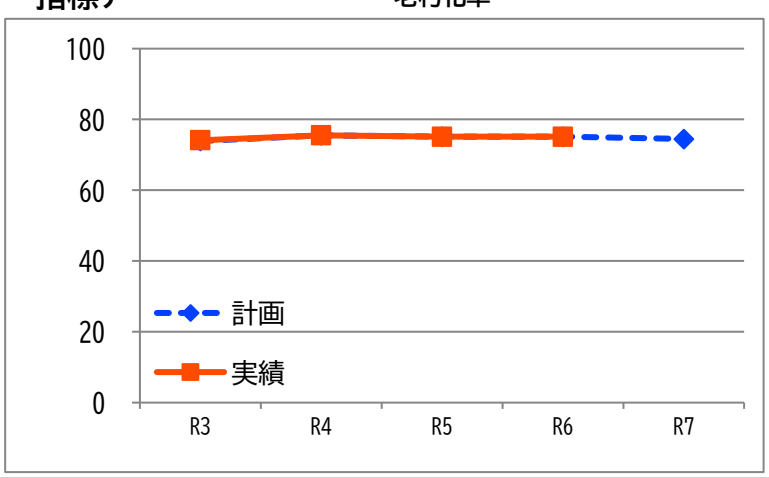

指標イ

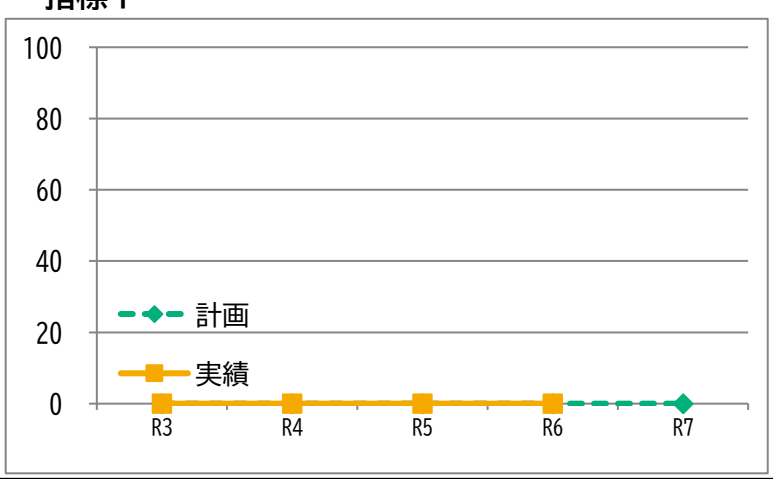

(3)コストの状況

（単位:千円）

① 事務事業費		R3決算	R4決算	R5決算	R6決算	R7予算
費目内訳	1. 需用費					
	2. 工事請負費	34,120	1,606	7,376	86,240	13,128
	3. 補償金				2,665	
	合計	34,120	1,606	7,376	88,905	13,128
財源内訳	国・県支出金	11,533			38,808	
	地方債					
	その他	17,460	1,606	7,376	50,097	3,283
	一般財源	5,127	0	0	0	9,845
	一般財源の比率	**15.0%**	**0.0%**	**0.0%**	**0.0%**	**75.0%**

② 従事職員数

常時	1	人

最大		人	×		日	＝	延べ		人

③ 各費目の詳細(R6決算)

1.需用費	
2.工事請負費	旭市営双葉団地A大規模改修工事
3.補償金	潮騒ホテルへの一時転居費用

④ 特定財源の詳細(R6決算)

国・県支出金	社会資本整備総合交付金、住宅・建築物の耐震化サポート事業補助金
地方債	
その他	市営住宅使用料、災害復興基金繰入金

⑤ R5→R6　増減理由

旭市営双葉団地Ａ大規模改修工事実施のため。

(4)事務事業に関する評価

	判定	分析(好不調の要因や対策について)
① 事務事業の進捗	**順調**	長寿命化計画に沿った改修工事が実施できている。また、R7については3棟の解体工事を予定しており進捗としては順調である。

		判定	分析(変動の要因や対策について)
② 成果指標の推移（R5→R6）	指標ア	**好調維持**	R6については解体した住宅はないが、双葉団地Aの大規模改修により建物の長寿命化が図れた。 また、R7については西野住宅及び池の端住宅の解体を実施予定しており、老朽化率の減少図れる予定である。
	指標イ		

	判定		方針	判定・方針の詳細
③ 今後の方向性（①・②を踏まえたR7以降の方針）	**継続実施**			公営住宅等長寿命化計画等に沿った維持管理を実施する。 用途廃止する予定となっている住宅、特に西野住宅や双葉団地については、老朽化が著しいため、引き続き空き室になった棟から順次解体予定。

事務事業評価シート　令和 6 年度事後評価・決算

令和 7 年 11 月 1 日

事業コード・事務事業名	31900	住宅・建築物耐震化促進事業

施策体系			
基本施策	27	消防・防災力の強化
施策の展開	56	防災体制の充実
戦略事業名	240	住宅の耐震化の促進

予算科目	会計	款	項	目
	一般	8	4	1
所管課	都市整備課			
担当班	建築住宅班			
開始年度	平成19年度			
根拠法令	旭市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱等			

掲載計画等
- ☑ 総合戦略
- ☑ 国土強靱化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 定住自立圏共生ビジョン
- ☑ 過疎地域持続的発展計画
- ☐ R6主要事業

(1)事務事業の概要 ※行政用語は使わず、簡潔に、市民にわかりやすく説明する

① 事務事業の内容(何をする事務事業なのか)

木造住宅の耐震化促進のため、S56.5.31以前に建築された戸建住宅の耐震診断、耐震改修にかかる費用の一部を助成する。
・耐震診断→診断費用の1/2以内かつ4万円以内
・耐震改修→設計、工事、監理費用の1/3以内かつ40万円以内(R6から100万円以内)
道路に面したブロック塀の倒壊による被害等を防ぐため、危険ブロック塀等の撤去に要する費用の一部を助成する。
・危険なブロック塀等の撤去に要する費用の1/2以内かつ10万円以内

② 開始の経緯(なぜこの事務事業を始めたのか)

阪神・淡路大震災の教訓を活かし、平成18年に耐震改修促進法が改正され、各自治体において、地域の実情に即した耐震改修促進計画を策定し、建築物の耐震化を計画的に促進することとされたため。

③ 環境の変化・課題・意見等(現状で問題などはあるか)

阪神・淡路大震災後、「建築物の耐震化」を社会全体の国家的な緊急課題となり、さらに南海トラフ地震及び首都直下型地震については発生の切迫性が指摘されている。住宅又は特定建築物の耐震化率を令和7年度までに95%に上げることを目標としており、啓発や耐震化に対する補助を行っているが、耐震化率は上がらない状況である。

④ 事務事業の目的と位置付け(何を目指しているのか)

事業活動	提供するモノやサービス	成果	施策の展開	基本施策	基本目標
無料住宅相談会の開催	耐震基準を満たしていない住宅の耐震改修費用の一部を提供する	耐震性のある安全な建物の状態にする。	防災体制の充実	消防・防災力の強化	将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり

(2)活動と成果の状況

① R6の主な活動や実績

・無料相談会の開催(3回)
・耐震改修補助1件
(耐震改修の補助金の上限の見直しを実施)

② 活動指標

	活動指標	単位		R3	R4	R5	R6	R7
ア	無料耐震相談会開催回数	回	計画	3	4	5	5	6
			実績	2	1	2	3	
イ	PR回数(広報、区回覧、HP)	回	計画	3	3	3	3	3
			実績	3	3	3	3	

③ 成果指標

	成果指標	方向性	単位		R3	R4	R5	R6	R7
ア	診断を行なった建築物のうち改善された建築物数	増やす	棟	計画	3	3	3	3	2
				実績	0	0	0	1	
イ	相談者数	増やす	人	計画	6	5	5	5	6
				実績	3	1	2	7	

④成果指標の動向

指標ア　診断を行なった建築物のうち改善された建築物数

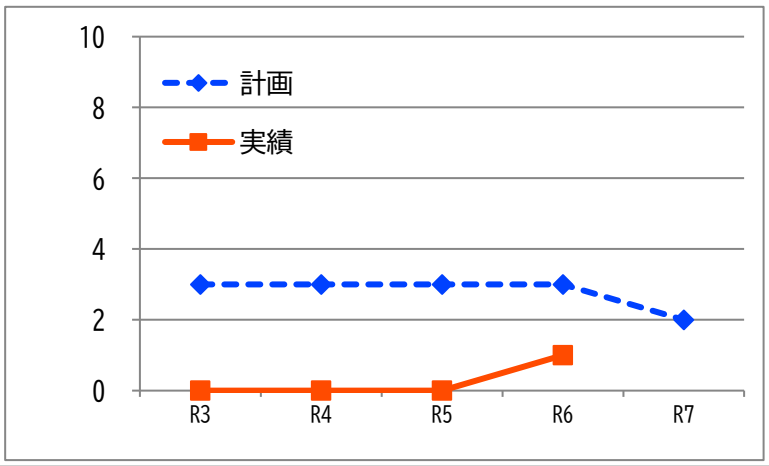

指標イ　相談者数

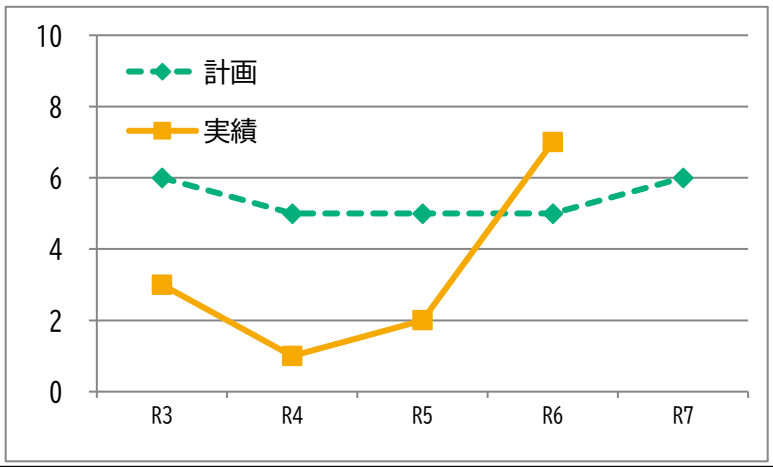

(3)コストの状況

（単位:千円）

① 事務事業費		R3決算	R4決算	R5決算	R6決算	R7予算
費目内訳	1. 耐震診断費補助金					80
	2. 耐震改修費補助金				1,000	2,000
	3. 危険ブロック塀補助金	1,398	874	585	328	1,500
	4. 食料費	2				
	合計	1,400	874	585	1,328	3,580
財源内訳	国・県支出金	1,003	628	416	988	2,610
	地方債					
	その他					
	一般財源	397	246	169	340	970
	一般財源の比率	28.4%	28.1%	28.9%	25.6%	27.1%

② 従事職員数

常時	1	人

最大		人	×		日	=	延べ		人

③ 各費目の詳細(R6決算)

1.耐震診断費補助金	耐震診断補助金 上限40千円
2.耐震改修費補助金	耐震改修補助金 上限1,000千円
3.危険ブロック塀補助金	撤去補助金 上限100千円
4.食料費	

④ 特定財源の詳細(R6決算)

国・県支出金	社会資本整備総合交付金　住宅・建築物の耐震化サポート事業補助金
地方債	
その他	

⑤ R5→R6　増減理由

耐震改修補助金の申請が1件あったため。
（補助金の上限も1,000千円に見直しをした。）

(4)事務事業に関する評価

		判定	分析(好不調の要因や対策について)
① 事務事業の進捗		停滞	耐震改修の補助金については数年ぶりに申請があったが、診断とともに依然として低い水準である。 危険ブロックの撤去補助についてもここ数年減少傾向にある。
② 成果指標の推移（R5→R6）	指標ア	伸び悩み	R6より耐震改修の補助金の上限の見直しを行い、それに伴い改修の申請が1件あった。 改修の申請については数年ぶりである。工事費が年々高騰している中で耐震改修に対する意識が低い傾向にある。
	指標イ	伸び悩み	R6については年始の能登半島地震により相談件数が増加した。

③ 今後の方向性（①・②を踏まえたR7以降の方針）	判定		方針	判定・方針の詳細
	見直し	➡	拡大	R7については旭市耐震化促進計画の改定作業を行うため、その中で新たにメニューを加えるか検討する。

事務事業評価シート　令和 6 年度事後評価・決算

令和 7 年 11 月 1 日

事業コード・事務事業名	32300	空き家等対策推進事業

施策体系			
基本施策	20	居住環境の充実
施策の展開	42	空き家対策の推進
戦略事業名	192	空き家対策事業

予算科目	会計	款	項	目
	一般	8	4	1
所管課	都市整備課			
担当班	建築住宅班			
開始年度	平成27年度			
根拠法令	旭市空家等の適切な管理に関する条例ほか			

掲載計画等
- ☑ 総合戦略
- ☐ 国土強靱化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 定住自立圏共生ビジョン
- ☑ 過疎地域持続的発展計画
- ☑ R6主要事業

(1)事務事業の概要 ※行政用語は使わず、簡潔に、市民にわかりやすく説明する

① 事務事業の内容(何をする事務事業なのか)

空き家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている実態を受け、これらの発生抑制と解消・活用につながる施策を実施する。

② 開始の経緯(なぜこの事務事業を始めたのか)

平成27年度に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、これに伴い平成29年度より旭市空家等の適切な管理に関する条例が施行となった。

③ 環境の変化・課題・意見等(現状で問題などはあるか)

空き家が全国的に増加し、それに伴う様々な問題や苦情が発生している。問題のある空き家であっても所有者にとっては財産であることから、他者が強制的に関与することが難しい。そのため空き家の放置について所有者が問題意識を持つことが重要である。増加傾向にある空き家について解消・抑制していくためには、市だけでなく空き家の所有者や今後所有者になるであろう人など、それぞれの役割を認識しながら協力して対応していくことが必要である。

④ 事務事業の目的と位置付け(何を目指しているのか)

事業活動	提供するモノやサービス	成果	施策の展開	基本施策	基本目標
市が行う空き家対策の整備と周知をする	空き家対策情報の提供。 空き地空き家バンクによる物件の提供。 空き家の活用や解体にかかる費用の補助。	空き家への問題意識が高揚する。 空き家の活用・解体が進み、空き家や苦情が減少する。	空き家対策の推進	居住環境の充実	ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり

(2)活動と成果の状況

① R6の主な活動や実績

令和4年度に創設した空き家の活用・除却に利用できる補助金に加え、令和5年度市内への転入者が、空き家をリフォームする場合に補助を開始した。また、空家・空地バンクを宅地建物取引業協会との協定締結により、事業開始し空き家の利活用を推進した。
保安上危険がある空き家に対し、市が必要最低限の措置を講ずる緊急安全措置を4件実施。
また、近隣住民等からの苦情に対して、空き家所有者等に改善するよう対応を求めた。

② 活動指標

	活動指標	単位		R3	R4	R5	R6	R7
ア	空き家数	件	計画	1,350	1,170	1,144	1,100	1,100
			実績	1,142	1,136	1,127	1,116	
イ	住宅総数	件	計画	26,910	26,910	27,110	27,110	27,660
			実績	26,910	26,910	27,110	27,110	

③ 成果指標

	成果指標	方向性	単位		R3	R4	R5	R6	R7
ア	空き家数	減らす	件	計画	1,350	1,170	1,144	1,100	1,100
				実績	1,142	1,136	1,127	1,116	
イ	苦情件数	減らす	件	計画	95	100	100	60	60
				実績	102	73	66	79	

④成果指標の動向

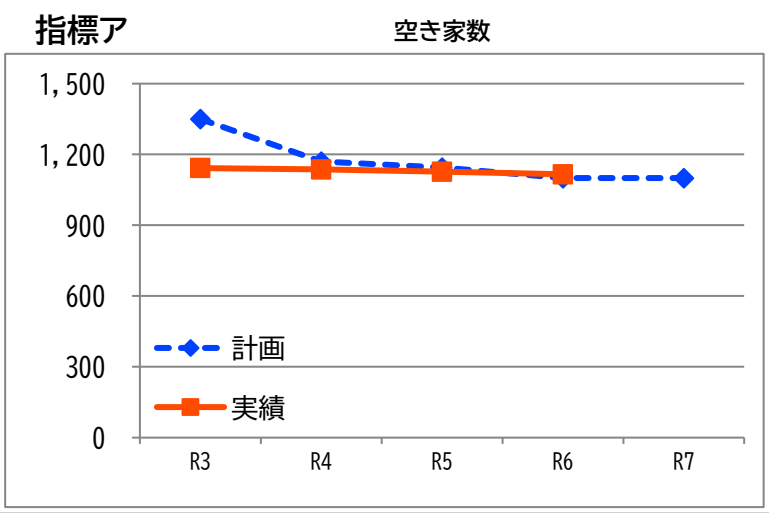

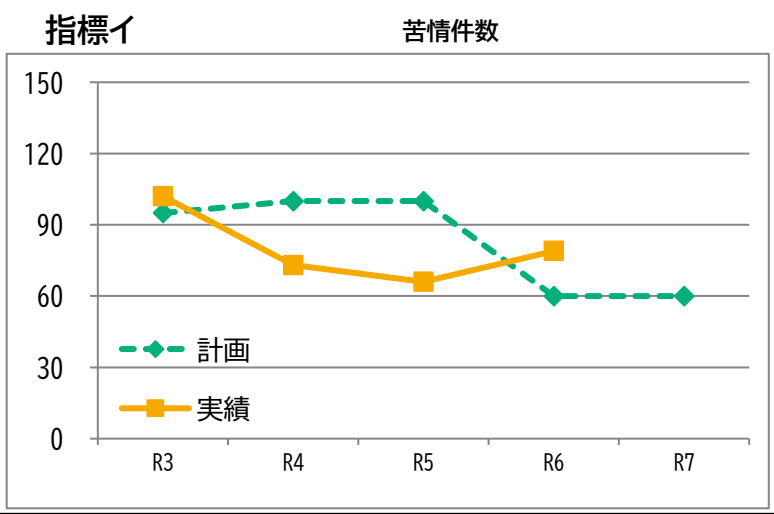

(3)コストの状況

（単位:千円）

① 事務事業費		R3決算	R4決算	R5決算	R6決算	R7予算
費目内訳	1. 委託料･使用料及び借上料	872	872	11,232	6,261	778
	2. 手数料					2,000
	3. 解体･撤去工事費			649	286	600
	4. 空き家等改修解体補助金			1,000	1,500	3,000
	5. その他	88	406	53	92	124
	合計	960	1,278	12,934	8,139	6,502
財源内訳	国･県支出金			8,180	1,125	3,000
	地方債					
	その他			495		600
	一般財源	960	1,278	4,259	7,014	2,902
	一般財源の比率	**100.0%**	**100.0%**	**32.9%**	**86.2%**	**44.6%**

② 従事職員数

常時	2	人						
最大		人	×		日	=	延べ	人

③ 各費目の詳細(R6決算)	
1.委託料･使用料及び借上料	空家等管理システム保守料・賃借料
2.手数料	裁判所申立て料
3.解体･撤去工事費	空き家緊急安全措置工事
4.空き家等改修解体補助金	空き家等除却・活用支援補助金
5.その他	報酬・食糧費・消耗品費・印刷製本費

④ 特定財源の詳細(R6決算)	
国･県支出金	空き家対策総合支援事業補助金、千葉県空き家等対策推進事業補助金
地方債	
その他	

⑤ R5→R6　増減理由

解体に対する補助、改修に対する補助金の利用者が令和５年度は２件であったが、令和６年度は３件に増えた。
保安上危険がある空き家に対しては、緊急安全措置を行うが、令和５年度は３件、令和６年度は４件へ増加した。

(4)事務事業に関する評価

	判定	分析(好不調の要因や対策について)
① 事務事業の進捗	**順調**	空き家の放置について、長年、気に掛けながら解決できないでいる所有者やその親族が多いという傾向が見られる。補助金制度の創設等空き家対策が整備されていく中で、改めて所有する空き家について、どうするか再考する方からの問い合わせが増えた。今後は、空き家バンクを含めた空き家の利活用や解体等が促進されるよう予算面だけでなく、専門的な相談にも対応できる体制を整えていく。

② 成果指標の推移（R5→R6）		判定	分析(変動の要因や対策について)
	指標ア	**好調維持**	空き家の件数は全国的に増加傾向にある中、市で把握している件数は横ばいである。 令和5年度には、市内の空き家等について、改めて実態調査を実施し空き家の件数や状況を把握した。 この調査結果を、空き家等対策計画の見直し等に反映し、7年3月に計画策定を完了した。
	指標イ	**好調維持**	市からの通知により空き家の現状を知り、管理状態の改善や解体等へと結びついたケースが一定数ある。 空き家に対しての苦情は、台風等の災害の発生件数により増減する傾向があり、令和6年度は、火災等による緊急安全措置が多くなったこと、またここ数年の通知による対応処理が行ってはいるものの空き家対策の関心の深さから、苦情件数は伸び悩んでいる。一方、対応ができない案件については数年に渡って同じ空き家に対して苦情が寄せられることもあり、解決に至らず長期化するケースもある。 長期化の原因は、所有者等の特定が困難であったり、所有者等の経済的な事情、無関心等が考えられる。

③ 今後の方向性（①･②を踏まえたR7以降の方針）	判定	方針	判定･方針の詳細
	継続実施		空き家問題については全国的なものであり、旭市においても例外ではない。 旭市では、旭市空家等対策計画を令和4年度に策定したが、令和5年度に実施した、空き家等実態調査及び今までの成果を検証する中で、拡充や見直し等を行って、令和7年3月第2期計画を策定した。これにより今後も空き家問題の解消に向け事業を実施していく必要がある。

事務事業評価シート　令和 6 年度事後評価・決算

令和 7 年 11 月 1 日

事業コード・事務事業名	32600	被災者住宅再建資金利子補給事業

施策体系			
基本施策	27	消防・防災力の強化
施策の展開	56	防災体制の充実
戦略事業名	999	総合戦略に記載は無いが施策の展開にぶら下がる事業

予算科目	会計	款	項	目
	一般	8	4	2
所管課	都市整備課			
担当班	建築住宅班			
開始年度	平成23年度			
根拠法令	旭市被災者住宅再建資金利子補給金交付要綱			

掲載計画等
- ☐ 総合戦略
- ☐ 国土強靱化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 定住自立圏共生ビジョン
- ☐ 過疎地域持続的発展計画
- ☐ R6主要事業

(1)事務事業の概要 ※行政用語は使わず、簡潔に、市民にわかりやすく説明する

① 事務事業の内容(何をする事務事業なのか)

被災者住宅再建利子補給
〇東日本大震災により住宅に被害を受けた方が、住宅再建のために金融機関より資金を借り入れた場合の金利の一部を補助する。
・対象　資金融資金額の100万円以上500万円以下　・利子補給率年2.0%まで
〇R1台風15号等により住宅に被害を受けた方の住宅復興を促進するために金融機関より資金を借り入れた場合の金利の一部を補助する。
・対象　資金融資金額の100万円以上500万円以下　・利子補給率年2.0%まで

② 開始の経緯(なぜこの事務事業を始めたのか)

被災者の住宅再建や住宅復興を支援するため

③ 環境の変化・課題・意見等(現状で問題などはあるか)

東日本大震災分はH30/3/31で受付を終了している。
R1台風15号分はR4/3/31までの借入実行分を対象としているため、未申請者に対して周知を行い、受付を行う。
申込者は減少している。

④ 事務事業の目的と位置付け(何を目指しているのか)

事業活動	提供するモノやサービス	成果	施策の展開	基本施策	基本目標
被災者が金融機関から借入れた住宅再建資金等の金利の一部を補助する	被災者が金融機関から借入れた住宅再建資金等の金利の一部	被災者の住宅再建や住宅復興を支援する	防災体制の充実	消防・防災力の強化	将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり

(2)活動と成果の状況

① R6の主な活動や実績

被災者の住宅再建の支援として、被災者が金融機関から借入れた住宅再建資金等の金利の一部を補助する利子補給を11件に対し行った。

② 活動指標

	活動指標	単位		R3	R4	R5	R6	R7
ア	利子補給件数	件	計画	16	15	12	11	9
			実績	16	15	12	11	
イ			計画					
			実績					

③ 成果指標

	成果指標	方向性	単位		R3	R4	R5	R6	R7
ア	新規申込件数(東日本大震災被災者)	減らす	件	計画	0	0	0	0	0
				実績	0	0	0	0	
イ	新規申込件数(R1台風15号被災者)	減らす	件	計画	0	0	0	0	0
				実績	1	0	0	0	

④成果指標の動向

指標ア　新規申込件数(東日本大震災被災者)

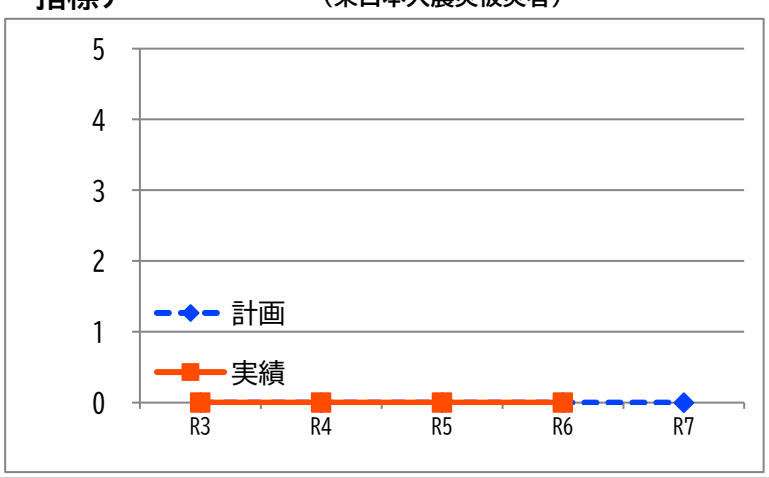

指標イ　新規申込件数(R1台風15号被災者)

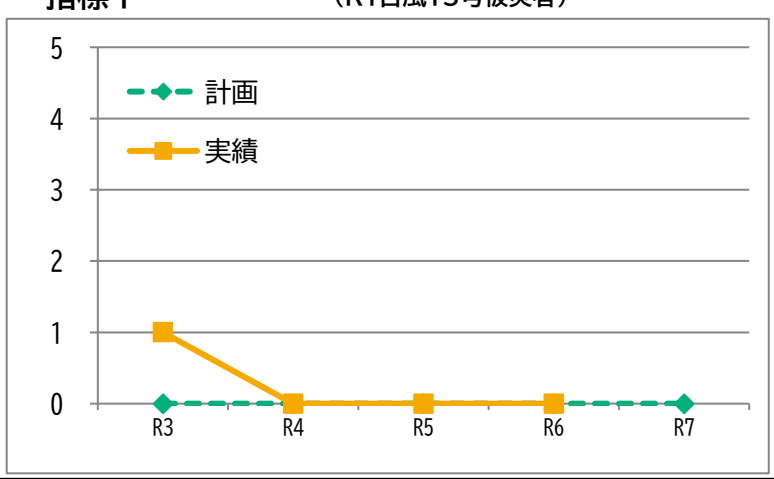

(3)コストの状況

（単位：千円）

① 事務事業費		R3決算	R4決算	R5決算	R6決算	R7予算
費目内訳	1. 利子補給金	799	725	549	484	359
	合計	799	725	549	484	359
財源内訳	国・県支出金	480	450	362	322	240
	地方債					
	その他	83	60			
	一般財源	236	215	187	162	119
	一般財源の比率	29.5%	29.7%	34.1%	33.5%	33.1%

② 従事職員数

常時	1	人						
最大		人	×		日	＝	延べ	人

③ 各費目の詳細(R6決算)

1.利子補給金	被災者住宅再建利子補給

④ 特定財源の詳細(R6決算)

国・県支出金	被災者住宅再建資金利子補給事業費補助金
地方債	
その他	0

⑤ R5→R6　増減理由

1. 利子補給金…対象件数や利子補給額等の減による。

(4)事務事業に関する評価

	判定	分析(好不調の要因や対策について)
① 事務事業の進捗	順調	東日本大震災被災者分はH30年3月31日で受付を終了している。 R1台風15号被災者分は、R4年3月31日までの借入実行分を対象としている。

② 成果指標の推移（R5→R6）		判定	分析(変動の要因や対策について)
	指標ア	好調維持	東日本大震災分は、H30年3月31日で受付を終了しており、利子補給についてもR4年度で終了している。
	指標イ	判定 好調維持	分析(変動の要因や対策について) R1台風15号分は、R4年3月31日までの借入実行分を対象としている。 R4からは申込者は無い。

③ 今後の方向性（①・②を踏まえたR7以降の方針）	判定	方針	判定・方針の詳細
	継続実施		東日本大震災被災者分は、令和4年度にて終了しており、R1台風15号被災者分は、引き続き利子補給金の交付事務を実施する。

事務事業評価シート　令和 6 年度事後評価・決算

令和 7 年 11 月 1 日

事業コード・事務事業名	39181	良好な住居環境の形成（宅地開発指導）

施策体系			
基本施策	20	居住環境の充実
施策の展開	39	秩序ある土地利用
戦略事業名	181	良好な住居環境の形成

予算科目	会計	款	項	目
	一般	－	－	－
所管課	都市整備課			
担当班	都市計画班			
開始年度	平成17年度			
根拠法令	都市計画法・旭市宅地開発指導要綱			

掲載計画等
- ☑ 総合戦略
- ☐ 国土強靱化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 定住自立圏共生ビジョン
- ☐ 過疎地域持続的発展計画
- ☐ R6主要事業

(1)事務事業の概要 ※行政用語は使わず、簡潔に、市民にわかりやすく説明する

① 事務事業の内容（何をする事務事業なのか）

・市内の無秩序な宅地開発・環境破壊並びに開発区域及びその周辺における災害・公害等の防止と、健全な生活環境を形成するため、宅地開発指導要綱に基づきその履行を指導し、良質な宅地水準を確保する。
・都市計画法第29条の開発許可申請に伴う、法第32条の協議・同意及び進達などに関する事務手続きを行う。
・開発行為とは、主として建築物の建築または工作物などの建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

② 開始の経緯（なぜこの事務事業を始めたのか）

都市計画法29条の開発許可基準に準じて公共施設及び住環境施設の整備基準を定め、都市的な土地利用と良質な宅地水準を確保することを目的に指導・審査を行う

③ 環境の変化・課題・意見等（現状で問題などはあるか）

近年における少子高齢化などの観点から、都市施設の維持管理及び住宅の立地の適正化を図るため、コンパクトなまちづくりを推進しているが、現状は核家族化の傾向にあるため、移動手段として自動車交通などを主とした郊外型の開発事業となっている
東日本大震災以降、防災機能の向上を図るため、宅地の耐震化などを含めた、安心・安全な住環境づくりが課題となっている。

④ 事務事業の目的と位置付け（何を目指しているのか）

事業活動		提供するモノやサービス		成果		施策の展開		基本施策		基本目標
宅地開発事業の指導・審査	➡	都市計画法及び宅地開発指導要綱に基づき、開発の事前協議により内容を審査する	➡	基準に沿った開発事業が実施され、都市的な土地利用と良質な宅地水準が確保される	➡	秩序ある土地利用	➡	居住環境の充実	➡	ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり

(2)活動と成果の状況

① R6の主な活動や実績

【宅地開発事業の指導・審査】
開発協議に該当するかの相談を電話や窓口で多数受け、対応した。
内容に応じて、協議が必要な開発事業は申請を指導し、同意手続きを行った。

② 活動指標

	活動指標	単位		R3	R4	R5	R6	R7
ア	事前協議相談件数	件	計画	15	20	20	20	20
			実績	21	23	26	31	
イ	事前協議申請件数	件	計画	10	10	10	10	10
			実績	8	3	6	7	

③ 成果指標

	成果指標	方向性	単位		R3	R4	R5	R6	R7
ア	事前協議同意件数	増やす	件	計画	10	8	8	8	5
				実績	7	3	6	4	
イ	事前協議同意面積	増やす	㎡	計画	15,000	16,000	16,000	20,000	10,000
				実績	15,517	16,625	28,950	12,311	

④成果指標の動向

指標ア　事前協議同意件数

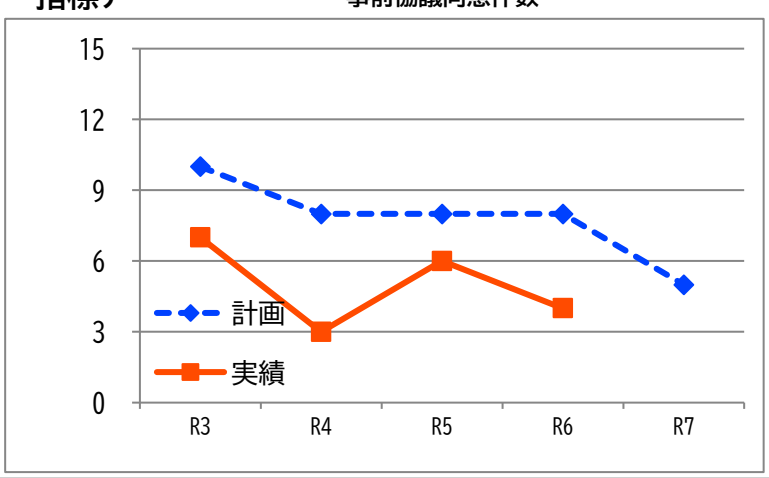

指標イ　事前協議同意面積

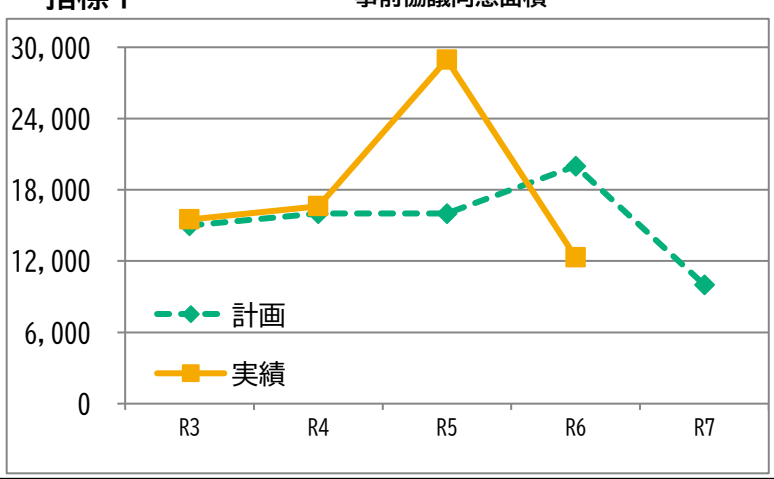

(3)コストの状況

（単位：千円）

① 事務事業費		R3決算	R4決算	R5決算	R6決算	R7予算
費目内訳						
	合計	0	0	0	0	0
財源内訳	国・県支出金					
	地方債					
	その他					
	一般財源	0	0	0	0	0
	一般財源の比率					

② 従事職員数								
常時	2	人						
最大		人	×		日	＝	延べ	人

③ 各費目の詳細（R6決算）	

④ 特定財源の詳細（R6決算）	
国・県支出金	
地方債	
その他	

⑤ R5→R6　増減理由

(4)事務事業に関する評価

		判定	分析（好不調の要因や対策について）
① 事務事業の進捗		順調	都市計画法及び宅地開発指導要綱による協議の必要性が浸透してきており、事業者からの相談件数が順調に推移している。その中で協議が必要な事業に対して適切な指導が行えている。
② 成果指標の推移（R5→R6）	指標ア	好調維持	事業者からの宅地開発相談から協議申請につなげ、同意件数も順調に推移し良好な土地利用の審査・指導ができている。
	指標イ	好調維持	事業者の動向に左右される部分があり大型開発は減少したものの、都市計画法による許可案件も含めた都市的土地利用に対し、継続的に効果的な指導ができている。

③ 今後の方向性（①・②を踏まえたR7以降の方針）	判定	方針	判定・方針の詳細
	継続実施		宅地開発事業にかかる事前相談・事前協議に対し、適切に事業を進められるよう指導・助言を継続し、都市的な土地利用と良質な宅地水準の確保に今後も務める。

事務事業評価シート　令和 6 年度事後評価・決算

令和 7 年 11 月 1 日

事業コード・事務事業名	41191	都市景観の形成

施策体系			
基本施策	20	居住環境の充実
施策の展開	41	魅力ある景観の保全
戦略事業名	191	景観の保全

予算科目	会計	款	項	目
	一般	－	－	－
所管課	都市整備課			
担当班	都市計画班			
開始年度	不詳			
根拠法令	特になし			

掲載計画等
- ☑ 総合戦略
- ☐ 国土強靱化地域計画
- ☐ 新市建設計画
- ☐ 定住自立圏共生ビジョン
- ☐ 過疎地域持続的発展計画
- ☐ R6主要事業

(1)事務事業の概要 ※行政用語は使わず、簡潔に、市民にわかりやすく説明する

① 事務事業の内容(何をする事務事業なのか)

旭市の特徴ある自然がおりなす景観と調和した、安らぎうるおいに満ちた景観形成を目指します。

② 開始の経緯(なぜこの事務事業を始めたのか)

本市は豊かな緑・広い海など、自然の多いまちである反面、近年、宅地開発が広範囲にわたって行われ、住宅・アパート・大型商業施設が建設されている状況である。

③ 環境の変化・課題・意見等(現状で問題などはあるか)

各課関連法令によって規制もさまざまであり、許認可行為にも隔たりがある。全ての法令をクリアした上で、市として明確な景観ビジョンを描けるかが重点かつ困難な課題である。

④ 事務事業の目的と位置付け(何を目指しているのか)

事業活動	提供するモノやサービス	成果	施策の展開	基本施策	基本目標
自然と調和した景観形成を目指す	景観行政団体への移行及び景観計画策定の必要性を検討する	景観の保全のための指導ができるようになる	魅力ある景観の保全	居住環境の充実	ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり

(2)活動と成果の状況

① R6の主な活動や実績

【自然と調和した景観形成を目指す】
市の上位計画である総合戦略の見直しがあったことから動向を注視し、令和6年度は課単独での打ち合わせは控え、都市計画見直し業務に注力した。

② 活動指標

	活動指標	単位		R3	R4	R5	R6	R7
ア	課内での景観ビジョン打合せ回数	回	計画	3	2	2	2	0
			実績	0	1	2	0	
イ	庁内関係課を交えて景観ビジョンの調整回数	回	計画	1	1	1	1	0
			実績	0	0	0	0	

③ 成果指標

	成果指標	方向性	単位		R3	R4	R5	R6	R7
ア	景観行政団体への移行	増やす		計画	－	－	－	－	－
				実績	－	－	－	－	
イ	景観条例策定	増やす		計画	－	－	－	－	－
				実績	－	－	－	－	

④成果指標の動向

指標ア　景観行政団体への移行

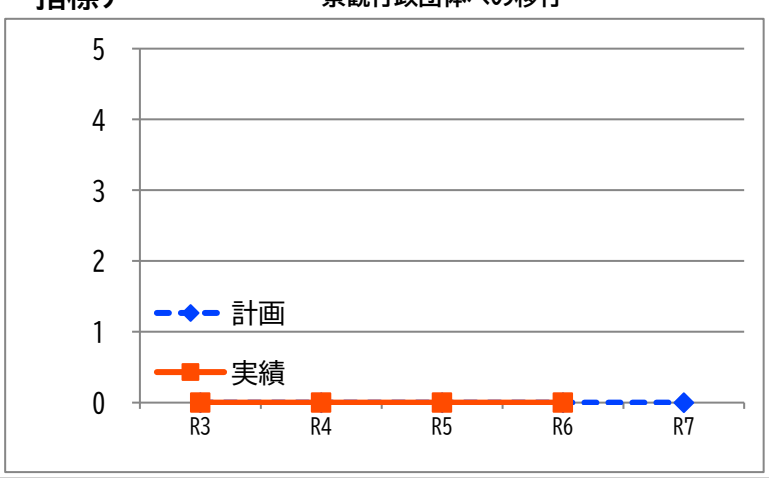

指標イ　景観条例策定

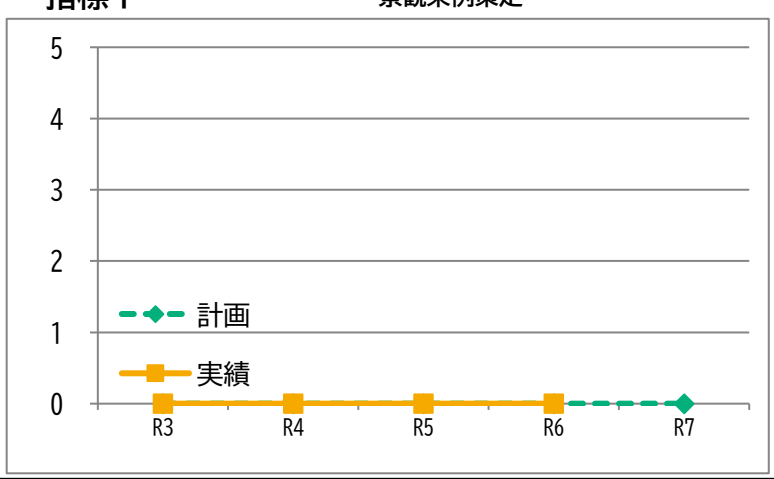

(3)コストの状況

（単位：千円）

① 事務事業費		R3決算	R4決算	R5決算	R6決算	R7予算
費目内訳						
	合計	0	0	0	0	0
財源内訳	国・県支出金					
	地方債					
	その他					
	一般財源	0	0	0	0	0
	一般財源の比率					

② 従事職員数

常時	2	人						
最大		人	×		日	＝	延べ	人

③ 各費目の詳細（R6決算）

④ 特定財源の詳細（R6決算）

国・県支出金	
地方債	
その他	

⑤ R5→R6　増減理由

(4)事務事業に関する評価

	判定	分析（好不調の要因や対策について）
① 事務事業の進捗	停滞	都市計画区域の見直しを踏まえ、独立した事業としての必要性自体を検討する必要がある。

② 成果指標の推移（R5→R6）		判定	分析（変動の要因や対策について）
	指標ア	伸び悩み	市の上位計画である総合戦略の見直しがあったことからその動向を注視しつつ、都市計画見直し業務に注力した。
	指標イ	伸び悩み	市の上位計画である総合戦略の見直しがあったことからその動向を注視しつつ、都市計画見直し業務に注力した。

③ 今後の方向性（①・②を踏まえたR7以降の方針）	判定		方針	判定・方針の詳細
	見直し	➡	中止	都市計画区域の拡大がされれば建築基準法により建築場所が規制されたり、屋外広告物法により景観にそぐわない広告物の規制、また海岸付近の自然景観などは自然公園法による規制区域の指定によって、都市景観や豊かな自然景観が保護されることとなり自然と景観形成は成されていく。